

(別記第2号様式 道民意見提出手続の意見募集結果)

北海道立看護学院等看護職員課程修学資金及び北海道看護職員養成修学資金の貸付制度の見直し(素案)についての意見募集結果

- 1 募集期間 令和2年(2020年)12月7日～令和3年(2021年)1月6日
- 2 意見総数 2名 延べ11件
- 3 意見に対する道の考え方の区分及び件数

区分	考え方の内容	件数
A	意見を受けて案を修正したもの	0件
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	1件
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの	9件
D	案に取り入れなかったもの	0件
E	案の内容についての質問等	1件

4 意見の具体的内容

意見の概要	意見に対する道の考え方※
○貸付金額の大幅な増額を望む。	<p>今回の見直しにおいて、一般修学資金及び特別修学資金を増額し、また指定修学資金を新設しております。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
○特別修学資金の対象について、通信制の養成施設においても高い授業料を支払っている、就業していない人が在籍している等から、貸付の対象から除かないでほしい。	<p>特別修学資金は特定地域への就業促進を目的としており、通信制の養成施設に在学されている方は基本的に就業している方が多数ということもあり、特別修学資金の貸付対象とはしておりません。</p> <p>ご意見につきましては、今後施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
○大学院の貸付対象が縮小されているが、現行制度のままで良いのではないかと。 (同様の意見他1件)	<p>当修学資金は、看護職員の確保を目的として、新たに看護職員免許を取得しようとする方を貸付の対象としております。</p> <p>ご意見につきましては、今後施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

<p>○家計の心配なく進学し資格取得ができるよう、貸付ではなく給付にしてほしい。</p> <p>(同様の意見他 1 件)</p>	<p>当修学資金は免除要件を設けており、一定の要件を満たせば貸付金の返還が免除となります。</p> <p>ご意見につきましては、今後施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p>
<p>○免除要件における就業先について、札幌市・旭川市・函館市の 3 市の小規模病院においては看護職員確保に苦慮していることから、現行通りとしてほしい。</p>	<p>当修学資金は看護職員の地域偏在の解消を目的としており、新規看護職員の約半数が当該 3 市に就業し、そのうち病院への就業者が最も多いことから、3 市に所在する病院を返還免除の対象外としております。</p> <p>なお、病院以外（診療所等）の免除対象施設においては、3 市に所在する施設でも返還免除の対象となります。</p> <p>ご意見につきましては、今後施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p>
<p>○就業年数について、結婚に伴う転居などライフイベントにより長期間免除対象施設に就業できない可能性があることから、現行の 5 年以上のままとしてほしい。</p>	<p>就業年数が一律の場合、貸付年数による不公平が生じることから、貸付期間に応じた就業期間としております。</p> <p>ご意見につきましては、今後施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p>
<p>○返還期間について、1 年以内に返還は厳しいので、現行通りとしてほしい。</p> <p>(同様の意見他 1 件)</p>	<p>当修学資金は、免除要件に該当する施設等への就業を予定する学生へ貸付を行うものです。よって、返還免除対象に該当しない方については、速やかに返還をいただくこととしております。</p> <p>ご意見につきましては、今後施策を進めるに当たり、参考とさせていただきます。</p>

○貸付金額はどうなっているのか、明示してほしい。	令和3年第1回北海道議会定例会に条例案を提案します。 <div data-bbox="1390 192 1465 255" style="border: 1px solid black; text-align: center;">E</div>
--------------------------	---

問い合わせ先
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課看護政策係
FAX : 011-232-4108
Mail : kango.seisaku1@pref.hokkaido.lg.jp